**災害および感染症発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関する協定書**

（趣旨）

第１条　この協定は、災害および感染症発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「災害時し尿等」という。）の収集運搬に関して、大阪府（以下「甲」という。）が大阪府衛生管理協同組合（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害をいう。

２ この協定において「感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す

る法律（平成10年法律第114号）第６条第１項に掲げる感染症をいう。

３　この協定において「協力」とは、災害時し尿等の収集運搬を行う行為をいう。

（協力の要請）

第３条　甲は、府内の市町村から災害時し尿等の収集運搬について協力要請があったときは、乙に対し協力を要請するものとする。

２　前項の規定による乙への協力の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

３　市町村と乙は、協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、甲からの協力要請に備え支援体制の整備に努めるとともに、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、必要な人員、車両、資機材等を調達し、可能な限りこれに応ずるものとする。

２　乙は、災害時し尿等の収集運搬にあたっては、周囲の生活環境を損なわないように十分配慮するものとする。

（情報の提供）

第５条　甲は、災害および感染症発生時に円滑な協力が得られるように、乙に府域の被災、復旧状況等必要な情報を適宜提供するものとする。

２　乙は、甲の求めに応じ、協力可能な組合員の状況を甲へ報告するものとする。

（実施の報告）

第６条　乙は、災害時し尿等の収集運搬を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

(１)　市町村名

(２) 実施内容

(３)　その他必要な事項

２　乙は、災害時し尿等の収集運搬を実施した市町村に前項の第2号及び第3号に掲げる事項を文書で報告するものとする。

（費用の負担）

第７条　第３条に規定する要請に基づき乙が実施した協力に要する費用については、乙と当該市町村で協議のうえ決定するものとする。

（連絡窓口）

第８条　この協定に伴う事務は、甲においては大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課、乙においては大阪府衛生管理協同組合事務局を窓口として行うものとする。

２　甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）を所管する組織を充てるものとする。

（実施細目）

第９条　この協定の実施に際し必要な事項は、実施細目で定めるものとする。

（協議）

第10条　この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（適用）

第11条　この協定は、令和６年７月１日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両当事者記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和６年７月１日

甲　　大阪府

大阪府知事　　　吉村　洋文

乙　　大阪府衛生管理協同組合

理事長　　　　 米田　健司